

地域の会第190回定例会 資料

平成31年4月10日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（3月6日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（3月6日）以降の原子力規制庁の動き

平成31年4月10日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

4月 3日 第1回原子力規制委員会

- ・福島第二原子力発電所にて確認された本社予防処置活動の不備について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

3月 1日 新規制基準適合性審査に係る資料提出

3月 6日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（654）

3月 8日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（655）

3月14日 第693回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

【規制法令及び通達に係る文書】

3月22日 6号及び7号炉の設置変更許可申請書の一部補正を受理

溶接安全管理審査申請変更届出書を受理

4月 5日 5号炉に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理

【被規制者との面談】

3月 5日 柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（B）の過給機軸固定着に関する発電用原子炉施設故障等報告書の受理について
株式会社フジクラにおける不適切な案件に関する対応状況について

3月14日 新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（BWR事業者）

【その他・公開会合】

3月18日 第5回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

・柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（B）の異常について

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

3月28日～29日 山中委員による新検査制度試運用（フェーズ1）の観察

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」

（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表

直近の主な更新情報は下記のとおり

①各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

<平成31年4月5日版>（平成31年4月3日測定分）

https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13374/24/192_20190403_20190405.pdf

②福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

<平成31年4月2日版>（試料採取日：平成31年3月24日～30日）

https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13367/24/278_1_20190402.pdf

以 上

委員質問・意見書

(2月16日) 受付分

(高桑委員)

● 原子力規制庁に対する質問

「原子力災害事前対策の策定において参考すべき線量のめやすについて」再度質問

昨年12月、福島第原発事故の作業で被爆した後に甲状腺がんになった50代の男性が労災認定されました。男性の累積の被ばく線量は108mSv、約100mSvが事故後の被ばくとのことでした。この事実を見ても、100mSvは、住民の被ばく線量のめやすとするには高すぎる数値ではないでしょうか。2月にいただいた回答に関して質問します。

(1) 前回の質問「100mSvは成人にとって高い線量ではないか」に対する回答

「事前対策めやす線量を保守的に低く設定することは、放射線対策に偏重した緊急時計画の策定につながり、避難行動等、防護対策そのものの弊害を拡大する可能性があります」に
関して

■ 弊害を拡大する可能性の内容を具体的に示してください

【回答】

○ 具体的な例としては、入院患者や高齢者の方々の避難行動に伴う健康への影響が考えられます。また、屋内退避等によって適切な防護対策がとることができるUPZ内の方々について、屋内退避を行わずに早期の段階で避難行動をとることにより、防護対策上早期の段階で避難すべきPAZ内の方々の避難の遅れ等が考えられます。

(2) 前回の質問「極端な事故においても、被ばく線量が100mSv／週を超えないことを求めるものではない」とは、「極端な事故の場合、被ばく線量が100mSv／週を超えることがあり得るということか、複合災害による事故はどうなのか」に対する回答

「極端な事故としては、早期大規模放出のように、事故発生後、極めて短時間に大量の放射性物質が環境中に放出されるような事故が考えられます」に関して

- 6、7号機でこのような極端な事故が起きた場合、環境に放出される放射性物質による住民の被ばく線量はおよそ何Svになるのですか

【回答】

- その発生確率が極めて低く、具体的な緊急時計画を策定することが合理的であるとは考えられない極端な事故が万が一発生した場合には、既に定められている防護措置に加えて追加の対策を実施するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むことになります。

(3) 回答「想定外の重大事故が発生した場合には、既に定められている防護措置に加えて追加の対策を実行するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むことになります」に関して

- 追加の対策は具体的にどのような対策なのですか

【回答】

- 追加の対策については、国（原子力災害対策本部）が、その時の状況に応じて取り得る最善の対策を講じることになります。
- なお、具体的な対策の例として、以下のようものが考えられます。
 - ・ U P Zにおいて、全面緊急事態に至った時点で、原子力施設の状況に応じて、（O I Lに基づく判断によることなく）段階的に避難を行う
 - ・ U P Z外において、放射性物質の放出後、U P Zにおける対応と同様に、事態の進展等に応じ

て屋内退避を行うとともに、○ I L 1 及び○ I L 2 を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施する（原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用を行う）

- 可能な限り影響を緩和した結果、100mSv／週を超える被ばくがあり得るのですね

【回答】

- 極端な事故における事前対策めやす線量を超える被ばくの可能性を否定することはできませんが、原子力施設に対して新規制基準への適合を求めるここと等によりそのような事故が発生する確率を十分に低減させるとともに、万一そのような事故が発生した場合には、事故の大きさや放射性物質による汚染状況に応じて、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするよう取り組むこととしています。

- “極端な事故においても、被ばく線量が100mSv／週を超えないことを求めるものではない”とのことですですが、事故による住民の被ばく線量の上限は定めないのでですか

【回答】

- 事前対策めやす線量 100mSv は、備えておくことが合理的であると考えられる事故に対して、被ばく線量がその水準を超えないように防護戦略を策定するために、被ばく線量のめやすについての水準を表すものとして設定したものです。
- その発生確率が極めて低く、具体的な緊急時計画を策定することが合理的であるとは考えられない極端な事故が万が一発生した場合には、既に定められている防護措置に加えて追加の対策を実施するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むことになります。